

厚岸町規則第38号

厚岸町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月14日

厚岸町長

三浦克宏

厚岸町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

厚岸町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成31年厚岸町規則第29号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第8号中「80万円以下」を「80万9千円以下」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年7月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の厚岸町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記様式第1号及び別記様式第8号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 この規則による改正後の規定は、令和7年7月1日以後の申請及び通知に適用し、令和7年6月30日以前の申請及び通知については、なお従前の例による。